

令和 5 年 度

随時監査結果報告書

令和 6 年 3 月  
玉野市監査委員



玉 監 第 237 号

令和 6 年 3 月 28 日

玉 野 市 長 柴 田 義 朗 様

玉野市議会議長 氏 家 勉 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男

玉野市監査委員 三 宅 宅 三

令和 5 年度 随時監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、令和 5 年度随時監査を実施したので、  
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。



## 随時監査結果報告書

### 第1 監査に至る理由

令和5年7月及び8月に市民課において戸籍証明書の誤交付が発生し、11月には農林水産課が所管するイノシシ捕獲に対する補助金の一部未交付に伴う解決金の支払及び、税務課における個人市民税・県民税の課税誤り(外国税額控除)並びに、長寿介護課における介護保険料の遡及賦課期間の運用誤りが発覚するなど、短期間で多くの不適切な事務処理が判明した。

これらの事案の様態はさまざまであるが、監査の立場から、なぜ短期間に複数の事案が発生したのか、なぜ防げなかったのか等について、調査・検証を行うこととした。

なお、市民課及び長寿介護課については、定期監査時にあわせて実施した。

### 第2 監査の対象

- 1 農林水産課所管のイノシシ捕獲に対する補助金
- 2 税務課所管の市県民税(外国税額控除)

### 第3 監査の内容

- (1) 担当課長及び関係職員の聴取
- (2) 今回の事案発生の詳細(事務処理体制の不備か個人の判断によるものか)
- (3) 処理体制の改善状況(再発防止策等)の確認
- (4) 職場等研修実施の有無
- (5) その他必要な事項

### 第4 監査の日程

令和6年2月14日(水)から令和6年2月20日(火)まで

### 第5 監査の方法

監査にあたっては、玉野市監査基準(令和2年3月27日玉野市監査委員告示第1号)に準拠し、財務事務が適正に執行されているか、効率的、有効的に執行されているか等を主眼として審査し、細部に至っては関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第6 監査の結果

### 1 イノシシ捕獲に対する補助金の一部未交付【農林水産課】

#### ① 概要

岡山県岡山地区猟友会玉野分会（以下「猟友会玉野分会」という。）より、玉野市を相手方とする調停の申立がなされた。

内容は、玉野市有害鳥獣駆除事業補助金及び有害鳥獣捕獲奨励金（以下「補助金等」という。）について、国及び県補助の対象となるイノシシ捕獲に対する補助金のうち、一部期間の捕獲分を未交付とした損害賠償請求である。

調停での協議の結果、未交付となっていた補助金等に相当する額の解決金を申立人に支払うこととする調停条項案が、玉野簡易裁判所調停委員会から示された。

#### 《解決金の内訳》

	年 度	頭数（頭）	金額（円）
県補助	平成30年度	8	32,000
	令和元年度	27	108,000
	令和2年度	19	76,000
	小 計	54	216,000
国補助	平成29年度	70	553,000
	平成30年度	53	365,000
	令和元年度	226	1,724,000
	令和2年度	119	930,000
	小 計	468	3,572,000
合 計		522	3,788,000

#### ② 原因

国や県の補助制度における補助金支給対象期間であったが、担当課は一部の期間を除外する旨を、猟友会玉野分会と協議のうえ了承したと認識し、その期間について国や県に対する補助申請を行わなかった結果、未交付が発生した。

一方、猟友会玉野分会には、一部の期間を除外する旨を協議で了承したという認識がなく、説明が不十分であったと考えられ、そもそも協議内容についての合意書や議事録等も未作成であった。

また、補助制度において対象期間であったにもかかわらず、申立人との協議を理由に未交付としていたが、そもそも交付対象にするかどうかの協議をすること自体が問題であり、他期間と同様に交付すべきであった。

### ③ 今後の対応

補助金等の一部が未交付である旨の申し出を受け、国や県の制度を確認したところ、一部の期間を除外する特段の理由がないことから、今後は、国や県の定める期間どおり支給することに改めている。

また、猟友会玉野分会会員を本市の有害鳥獣対策員（会計年度任用職員）として雇用することは、利益相反の懸念があることから、新年度より、有害鳥獣対策員が行っていた業務を含む、すべての有害鳥獣駆除業務を一括して委託するなどの見直しを行う予定である。

このことにより、市と委託事業者というお互いの立場を明確にするとともに、相互の手続きをより厳格化することで、補助金申請などに不備が生じないように改めるとのことである。

### ④ 監査委員の意見

国の補助制度における対象期間が暦年（1月～12月）扱いであり、市の会計年度（4月～翌年3月）と異なるため、国及び県補助金の一部の期間を猟友会玉野分会と協議のうえ除外するとの考え方が、誤っていたと言わざるを得ない。

そもそも、市の事務処理に当たっては、市民（この場合は猟友会玉野分会）の利益を第一に考えるべきであり、たとえ少額であっても、一部の期間の除外を求めることは、厳に慎むべきであった。

また、猟友会玉野分会と協議のうえ除外したとのことであるが、担当者が上司に相談していたのかも不明である。

担当者は業務に関し精通し、信頼していたとはいえ、市民が補助金等を申請しないという不利益な行為に関し、その是非について、管理監督者の視点からチェックすべきであった。

今後は、組織全体として適切な事務処理が行われるよう、管理監督者は常に危機管理意識を持って指揮監督を行い、市民からの信頼回復に全力で取り組まれるよう要望する。

## 2 市県民税（外国税額控除）の課税誤り【税務課】

### ① 概要

市民が国外で所得を得て、すでに国外で納税されている場合、二重課税を防ぐため、所得税及び住民税に外国税額控除の制度が設けられている。

日本での確定申告提出時に「外国税額控除に関する明細書」を添付すると、所得税（復興特別所得税を含む）及び住民税から、それぞれ外国税額控除を適用できる場合があるが、一部で、当該控除を住民税に適用する処理ができていないことが判明した。

#### 《外国税額控除適用漏れの状況》

年 度	件数（件）	金額（円）
平成 29 年度	4	47,000
平成 30 年度	7	3,223,000
令和元年度	8	204,200
令和 2 年度	9	185,100
令和 3 年度	14	233,800
令和 4 年度	15	189,128
令和 5 年度	22	283,055
合 計	79	4,365,283

（実人数 40 人）

### ② 原因

外国税額控除は、納税者が確定申告により適用を求めた場合、まず所得税から控除され、引ききれない控除額が残る場合は住民税からも控除できる制度となっている。

確定申告書に外国税額控除の記載がある場合は「外国税額控除に関する明細書」を確認し、住民税からの控除が必要な場合は、適用のための事務処理を行うこととなるが、担当課において今年度の申告誤り等の確認作業を行う中で、令和 3 年度のシステム更新時に伴うマニュアル改訂において当該控除に関する記述が不十分であったことから、それ以降の控除適用の処理が行われていないことが判明した。

また、令和2年度以前について、当該控除に対する認識が職員間において共有できていなかったこと等により、一部で控除適用の処理が行われていないことが判明した。

### ③ 今後の対応

事務処理に係る職員用マニュアルについて、確認作業も含めた処理手順が明確となるよう記載内容を改めるとともに、職場内研修等を通じて担当職員の専門知識の習熟を一層進めることにより、法令に基づく適正な税の賦課事務に努めるとのことである。

### ④ 監査委員の意見

税務関係業務は、市の一般行政の中でも特に専門的知見が求められ、その内容は複雑多岐にわたるものと承知している。従って、その業務に従事する職員だけでなく、職員一人ひとりが一定の練度に達することが求められる。

しかしながら、現在の執行体制においては、十分なチェック体制が確立できていなかったため、このようなミスが発生してしまったとの説明であった。

今後の再発防止策も示されているが、根本的な対応策とは言い難く、特に繁忙期における人員及び構成メンバーの有り様について、人事当局も含め、積極的かつ迅速に検討する必要があると思料される。